

平成21年 第19回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成21年11月26日（木）午前9時15分

場 所：教育委員会室

平成21年11月26日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- 第144号議案及び 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正す
第145号議案 する規則の制定外1件について
第146号議案 東京都公立学校長の任命について
第147号議案 平成21年度東京都公立学校長等任用審査について
第148号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 平成22年度重点支援校の指定について
(2) 学校非公式サイト等の監視結果について
(3) 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外2件の立案依頼について
(4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
(5) 平成21年度東京都教育委員会職員表彰について
(6) 平成21年度東京都教育委員会企業等表彰について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
	(欠席)
委員	竹花 豊
	(欠席)
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	都立学校教育部長	森口 純
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	直原 裕
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教職員服務・特命担当部長	岡崎 義隆
	教育政策担当参事	中島 毅
	特別支援教育推進担当参事	前田 哲
	人事企画担当参事	高畑 崇久
(書記)	教育政策室政策担当課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 おはようございます。ただいまから、平成21年第19回定例会を開会させていただきます。

本日は、竹花委員及び高坂委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、NHKほか6社、合計7社から、個人は合計2名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKほか2社、合計3社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。それでは、入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 10月22日開催の前々回第17回定例会会議録につきましては、先日前配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第17回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

10月29日の臨時会会議録及び前回11月12日の第18回定例会の会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第146号議案から第148号議案まで及び報告事項（4）から報告事項（6）までにつきましては、人事

等に関する案件でございますので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第144号議案及び 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改
第145号議案 正する規則の制定外1件について

【委員長】 第144号議案及び145号議案、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の制定外1件についての説明を、人事企画担当参事、よろしくお願いたします。

【人事企画担当参事】 第144号・第145号議案資料に基づき、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の制定外1件について御説明いたします。

まず、「1 改正の理由」でございますが、平成21年東京都人事委員会勧告における公民較差に基づき、時間講師及び日勤講師の報酬額等を改める必要があるためでございます。

「2 改正する規則」は、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則でございます。この時間講師とは、学校が教科の授業を実施する際、必要に応じて常勤職員に代わって授業を受け持つ者であり、授業時間を単位として柔軟に任用することができるものでございます。

また日勤講師は、退職教員のマンパワーを活用するために、平成20年度から任用を開始したいわゆる非常勤教員のことで、年間を通じ月16日勤務することを前提に、教科の授業のほか、校務分掌や学級運営に携わる者でございます。

第144号議案を御覧ください。都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

時間講師及び日勤講師の報酬額は、東京都における他の非常勤職員と同様、常勤職員の給与改定に準じて第一種報酬、いわゆる給料の額を決定することとしておりま

す。また、時間講師に支給する付加報酬は、常勤職員の期末手当、勤務手当に準じて支給しております。

本議案は、3月期の付加報酬を廃止するとともに、都立学校等に勤務する時間講師の報酬額について、公民較差相当分0.35パーセント、1時間当たり10円を引き下げるものでございます。

次に、第145号議案、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

本議案は、都立学校等に勤務する日勤講師の報酬月額を現行の196,700円から196,000円に引き下げるため、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則を一部改正するものでございます。

もう一度第144号・第145号議案資料を御覧ください。

「3 改正内容」に、今御説明した内容をまとめてございます。

「4 施行年月日」でございますが、報酬額の改定については平成22年1月1日から、時間講師の3月期の付加報酬の廃止については平成22年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

【委員長】 いかがでございましょうか、何か御質問、御意見等ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件は、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 平成22年度重点支援校の指定について

【委員長】 それでは、引き続きまして、報告事項(1)平成22年度重点支援校の指定について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 報告資料(1)平成22年度重点支援校の指定について御説明いたします。

報告資料（１）を御覧ください。

「１ 重点支援校制度の概略」ですが、趣旨といたしましては、自律的な改革を進め改善への取組に成果を上げている都立高校に対して、学校の改革や改善を一層促進させるために、重点支援校として指定し必要な支援を行うもので、平成15年度から毎年度指定しております。

「２ 重点支援校の指定にあたっての主な着眼点」ですが、校長がリーダーシップを発揮しており、改革のビジョンが明確であること、組織的な取組があること又は意欲が見られること、成果の実現が期待できることです。

「３ 選考の経緯」ですが、平成21年度は30校の応募に対し、本庁各部及び学校経営支援センター合同で12校を学校訪問し、校長、副校長、主幹教諭、主任、経営企画室長などからヒアリングを行うとともに授業観察を行い、総合評価に基づき指定校を決定いたしました。

「４ 平成22年度重点支援校の指定」ですが、本所高校を含め9校でございます。指定期間は、平成22年度から3年間でございます。

「５ 支援の内容」ですが、教員の公募など人事面の支援のほか、学校の状況に基づき、学校経営支援センターと連携して、学校に対するきめ細かい支援を行ってまいりたいと思います。

「６ 成果検証」ですが、1年目は、進捗状況等踏まえて学校経営支援センターによる定期訪問に加え、機会あるごとに訪問をしてアドバイスをを行います。2年目の学校経営診断の実施については、外部の専門家を入れた経営診断として取りまとめて公表する予定です。3年目については、成果報告会の実施をいたします。

続きまして、A3判の資料を御覧ください。

「過去」「現在」「取組」「目標」となっております。「過去」「現在」は、これまでの取組です。「取組」は、今後の取組です。「目標」は、目指す目標として掲げております。

まず、都立本所高校ですが、城東地区から約99パーセントの生徒が通学するなど、地域の普通科の学校として、今回、再指定を行うものでございます。

平成15年度から頭髪・遅刻防止・服装・あいさつ指導を毎日実施し、部活動にも力

を入れてまいりました。また、キャリア教育を推進し、進路未決定率の減少や中途退学の防止に効果のある、いわゆる「生き方教育」という言い方をしておりますが、これに力を入れ、トップリーダーを育成する特進クラスを牽引力として、学力向上にも取り組んでまいりました。

その結果、学力や進学実績も向上し、四年制大学進学希望者が急増し、難関大学への希望も増え、今後は、就職に近かったキャリア教育を大学進学へ向けて、大学の学部や学科への進学を準備し、意識を高めるための新キャリア教育を推進するとともに、進学指導体制の強化、教員の授業力向上を図ってまいります。

取組として「授業力向上マニフェスト」公表とありますが、全教員が授業力向上のために、例えば週2回の小テストの実施や板書の工夫といった具体策を今後公表していく予定でございます。

教育課程ですが、主要教科、英語などを中心にした単位を増加して、生徒の進学希望を実現する学校として取り組んでまいります。

次に、都立芦花高校ですが、京王線沿線から通学する生徒が多い普通科単位制高校で、開校から7年目の学校でございます。これまで、この学校については、学校行事、部活動、生徒会活動など、特別活動を重視する学校として教育活動を展開してまいりましたが、特に部活動の全国大会や関東大会への出場が増え、基本的な生活習慣の定着に向けた指導も継続して行ってまいりました。

また、家庭での学習がゼロというのをなるべくなくすように、小テストや宿題を実施してまいりました。その結果、部活動との両立を進めるとともに、今後の目標として、推薦入試ではなく、一般入試で入れるように進路指導を転換してまいります。また、基礎・基本を定着し、学力を伸ばすために、「学習支援推進プロジェクト」として、各種の研究、工夫改善を行い、「1つ上の志望校プロジェクト」を発足し、補習・補講をはじめ、3年間を通した意識付けをしていきたいということでございます。部活動と進学を両立できる学校として、今後取り組んでまいります。

次に、都立高島高校で、普通科高校でございます。約7割の生徒が板橋区と北区とから通学する地域型の学校で、再指定でございます。

平成15年度から平成17年度までに基礎学力の充実、生活指導などに力を入れ、成果

が上がっております。また、これまで、部活の活性化に取り組んでまいりまして、加入率も上がり、関東大会への出場が増えています。それとともに、基本的な生活習慣の確立を継続して行い、補習・補講など学力向上に向けた取組を行ってまいりました。

大学進学の実現するための体制づくりを進めてまいりましたが、今後は、学力を一層伸ばすための授業改善を進め、教員の授業力向上、予備校の講師など外部の教育力を活用し、モデル授業などを実施してまいります。また、進路意識の一層の高揚のため、ガイダンスの充実、補習・補講、早朝・土曜日講習なども充実するとともに、部活動、スポーツ教育の推進にも取り組み、部活動のみならず進学にも力を入れていく学校として取り組んでまいります。

次に、都立石神井高校でございます。西武新宿線沿線からの通学する生徒が多い学校で、創立70周年を迎える伝統校でございます。体育祭や部活動が有名ですが、かつては国公立大学への進学も多い学校でございました。これまで、部活動と学習の両立、家庭学習の時間の確保ということで、家庭での学習がゼロである者をゼロにするといった「ゼロゼロキャンペーン」を実施してまいりました。

校舎改築の完了及び標準服の制定とともに、一般入学選抜倍率が2.20と相当上がってまいりました。その結果、意欲の高い生徒が入学してきたことを契機に、学習指導を一層強化するため、補習・補講、特進クラス又は文理別強化クラスの設置、授業力向上のための教員相互の授業参観や研究協議を推進してまいります。さらに、個に応じた進路指導として、3年間を通じて一人一人の進学希望や成績、面接等を記録し、状況を把握することとしております。目指す学校としては、伝統ある進学校の復活ということでございます。

次に、都立永山高校でございます。多摩ニュータウン誕生後間もなく開校して、38年目を迎える多摩市唯一の全日制の普通科高校でございます。しかしながら、学習面、進路実績が伸び悩み、中退率も非常に高く、地域からの信頼の向上が求められている状況でございます。

今年度、新たな校長が就任し、努力目標でありましたいわゆる「茶髪一掃」に取り組まれました。現在は組織的な頭髪指導の強化を行い、4月に291名だった頭髪指導対象者が7月現在1名、現在はゼロでございます。また、遅刻防止に向けた指導、大職

員室を整備し、教員間の情報共有、生徒理解の推進として、特に生徒に対する相談機能の充実を図ってまいりました。その結果、これまで不本意入学も多く、学校側も統一的・計画的な指導ができなかった者について組織的な取組ができるようになりました。

今後の取組ですが、3年間の学校生活の中で、社会での自らの役割や使命感を持ち、人間として社会に貢献する人材の育成が目標でございまして、組織的な生活指導を一層強化し、授業力の向上、家庭・地域・学校との体験活動の充実などを図ってまいります。また、かつては部活動が盛んな学校でございましたが、現在、部活動が非常に低迷しております。このため、東京国体に向けて新しい部を創立する予定で現在準備を進めるとともに、国士舘大学等の大学に部活動のサポーターの派遣を要請しているところでございます。

次に、都立成瀬高校でございます。普通科の学校で80パーセント以上の生徒がおおむね町田市内から通学しております。かつてはコンスタントに2桁の国公立大学現役合格者を輩出するなどの状況でしたが、四年制大学現役進学率もおおむね50パーセントを割るなど、応募者が減少して、入学選抜倍率も年々低下し続けておりました。一部の生徒の頭髪や遅刻など生活指導上の課題があり、地元からの評価も著しく低下した状況にございました。

このため、生活指導、学力をつけるための指導として、勉強合宿の導入、土曜日講習の実施、進路指導の推進を行ってまいりました。入学する生徒の多くは高い学力を有しており、これらを一層伸ばすため、今後は、キャリア教育を中心として学習指導や進路指導を強化してまいります。学習指導の充実として、「成瀬スタンダード」いわゆる卒業時に各教科で設定した学力水準に到達したことを示す水準の提示や、家庭学習を要求する授業体制の確立などもあわせて行ってまいります。

また、大学との連携として、大学の講義の体験や、進路を見定めたキャリア教育を充実してまいりたいと思います。「教員の進学指導先進校への派遣」とありますが、他の都立高校進学指導重点校や進学に取り組んでいる学校へ教員を派遣するものでございます。また、長期休業期間や土曜日に講習等を行い、今後、地域から信頼される学校として取り組んでいくものでございます。

次に、都立翔陽高校でございます。普通科単位制の高校で、平成17年度に開校しておりますが、地理的な条件として高尾の駅からバスで10分ということで、第1期から第3期までの入学選抜において二次募集を行うなど低迷し、非常に苦戦を強いられた状況でございました。しかしながら、1期生、2期生につきましては、国公立大学合格者が現役でそれぞれ11名、9名で、特に2期生では東大合格者を現役で1名出すなど、着実に進学実績をあげております。特に英語教育を重視する学校でございまして、文化・スポーツ等特別推薦の英語ということで5人の枠を設けております。

こうしたことから、進学実績を理由として都立翔陽高校を選んだ生徒が多くなりました。授業規律の確保は継続して行います。「はばたきプラン」としては、大学進学を前提として、入学時から、学部や学科の研究を行うものでございます。英語スピーチコンテストは、毎年1月、2月に英語によるスピーチコンテストを行っております。

さらに、勉強合宿を希望者に対し1年次に行うとともに、長期休業中の講習等の実施により、国公立・難関私立大学に合格できる学校として信頼され始めましたので、今後は、成績上位者や中位層の伸び盛りの生徒を一層鍛えていく学校として、長期休業中の講習を充実するとともに、延べ時間を増やしたり、研究授業を行ったり、自習室の活用を推進してまいります。また、英語合宿を希望者全員に行うなど、進学実績の向上を目指して様々取り組んでまいりたいと思います。

次に、都立田無高校でございます。普通科の高校でございますが、ここはいわゆる中堅校としてこれまでも取組をしてまいりました。きめ細かい生活指導を実施し、小テストや予習、宿題、家庭学習の時間確保にも取り組んでまいりました。特に部活動の活性化にも力を入れており、部活動の推進指定校や21東京アスリート育成推進校として、活発な部活動の展開を行ってまいりました。

また、生活指導の徹底や、資格検定の受験奨励を行うとともに、地域連携の推進として、特に小学校、中学校及び特別支援学校との交流を盛んにいたしました。その結果、地域連携、部活動の活性化、資格取得を進める中で自己有用感を向上させてまいりました。

今後は、生徒の希望の実現のため、挑戦できる学力と意欲を養い、また地域連携を

行い、自らの可能性に気付かせる教育を中心に進めてまいりたいと思います。夏季講習の充実、資格検定取得の拡大、授業研究・改善、キャリア教育の充実、また、部活動の成績向上と文化部の充実等により部活動をより活性化させ、生徒の可能性を広げる学校を目指していきます。

最後の都立武蔵村山高校でございますが、再指定でございます。武蔵村山市内の全日制課程の普通科高校ですが、交通が非常に不便な地域でございます。前回は、平成16年度から平成18年度まで指定しており、進路決定率を10パーセント以上、部活動の加入率を20パーセント近く上げ、進学指導においては、国立大学や早稲田大学にも進学できるような体制ができてまいりました。

都立武蔵村山高校については、特に地域との交流、奉仕体験活動を中心として、奉仕では、平成20年度東京都教育委員会から学校表彰を受けております。また、部活動につきましては加入率も高く、関東大会にいくつもの部が出場するなどの実績を残しております。

今後は、多様な進路希望に対して、奉仕体験、地域活動及び進路指導を中心として、学力の向上、学習意欲の向上を図るとともに、教員の授業力の向上として、全教員3人1組チームによる授業研究という新しい試みもしていきたいと考えています。全教員を14程度のチームに分けて、主任教諭をチーフとして、発問の仕方、教材の工夫、授業の進め方、方法等について相互にアドバイスをし、授業力を高めるといった内容でございます。

また、キャリア教育の推進と規範意識の育成として、現在、横田基地内ハイスクールとの交流を行っています。これは特に英語を選択している生徒を中心に行われましたが、茶道部や剣道部が基地内の生徒を招き入れたり、逆に基地内のイベントに招かれるといった交流もしております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か御質問、御意見ございますか。

【内館委員】 幾つか質問があるのですが、まず、都立永山高校での茶髪一掃は、生徒からの反発はなかったのですか。一掃だよと言われて、そのまま一掃されてしま

うぐらい素直だったのですか。

もう一つは都立成瀬高校で、かつてはコンスタントに2桁の国公立の現役合格者を出していたということですが、かつてというのはいつごろのことですか。昭和52年に創立ですから、まだわりと新しい学校ですけれども、かつてというのはいつごろのことですか。恐らく創立からそう間もない時期だったと思うのですが、なぜ2桁も入れたのですか。そして、なぜ今こうなってしまったのでしょうか。

【都立学校教育部長】 まず、都立永山高校の頭髪指導についてでございます。校長は着任1年目の校長ですが、前任校でもこのような取組を副校長として実際に4年間取り組んできた校長でございます。努力目標であった頭髪指導について、第1段階として、まず担任から約290名指導し、第2段階は生活指導部から約100名指導し、第3段階としては副校長から15名から20名程度指導しました。それでも拒否した場合は校長からの特別指導を行うのですが、7月に残った1名に対して3日間の指導をしたところ、ゼロになりました。生徒は、やむを得ないという雰囲気になったそうです。

【内館委員】 個人の自由という反応はなかったのですか。

【都立学校教育部長】 一部にはあったようですが、もうやむを得ないといったことのように。特に保護者については、PTA理事会で、短時間で一方的にやり過ぎるのではないかというような発言もあったそうですけれども、それ以上はございませんでした。

【内館委員】 やり過ぎるといえるのは、指導し過ぎることですか。

【都立学校教育部長】 そうです。

【内館委員】 まだそのようなことを言っている人がいるのですか。

【都立学校教育部長】 入学の際にはそのようなことを言っていないではないかということのようです。

【内館委員】 茶髪に賛成のお母さんたちがいたということですか。

【都立学校教育部長】 いえ、言っていないではないか、入学時の約束が違うではないかということです。他でも少し例は聞きますけれども、おおむね賛成をして、やむを得ないのではないかということです。かなりの説得をして、個別に指導をしていくという繰り返しが大切です。今はゼロになっておりますが、定期考査の時期にずっと

続けなければいけません。学校によっては、昔は色を3段階に分けて段階的に指導する方法もありましたが、都立永山高校は、完全にだめですという指導を行っております。

【学校経営指導担当副参事】 都立成瀬高校ですが、開校は昭和53年で、1期生、2期生が卒業した時にはそれなりの大学への進学実績があり、2桁国公立大学にコンスタントに合格していたのは昭和60年代です。開校から10年が過ぎると、生徒の入学の状況が変わってまいりまして、今まで進学していた学校への進学ができなくなったということです。

【都立学校教育部長】 都立成瀬高校はJR横浜線沿線にあるのですが、場所が団地の中ということで、地理的には道が上がってから下がったところに所在しています。現在でも町田地区の中学校からかなりの生徒が入学していますが、いわゆる学区制の廃止に伴い、他の学校が自由に選べるようになったことも理由のようです。先ほど申し上げた生活指導の方針ではございますが、自由や自主性を重視するあまり、頭髪指導や遅刻指導を行わなくなってきたようです。学習に集中できない生徒が入学してきて、悪循環というか、一部の頭髪を染める生徒などの問題行動によって、地域からの評判が落ち、入学選抜倍率が落ち、次には入れる学校として、指導方針についていけない生徒も入ってくることとなりました。

ここ4年ほど、前任の校長から2代にわたって生活指導をはじめとして取り組んできた結果、中学校に対する説明も十分行き、生活指導がきちんとしているといったことで評判が回復してきました。学力の高い生徒がいなかったわけではなくて、学力はかなりあるといった状況でございました。現在は、ようやく努力が実って、4年ぐらいかかりましたが、回復した状況でございます。

【委員長】 昭和52年というのは、学校群が発足した年ではなかったですか。昭和52年はまだですか。

【学校経営指導担当副参事】 当時、学校群制度はありました。

【委員長】 学校群制度が発足した直後ですね。都立高校の評判が変わりつつあった時期ですね。都立成瀬高校は、初めは評判がよかったのですが、その後、都立町田高校の評判がよくなったり、私立へ行く生徒が増えたりするなどの状況の変化が起こ

ったと認識しています。かなりいろいろあったところですが。

【都立学校教育部長】 特に、私鉄で町田で乗り換えると新宿に1本で出られるということと、学校数は工業高校も含めて多いのですけれども町田市内は交通の便があまりよくないので、最近は都心に流れる傾向にございます。

【委員長】 ほかに御質問等はございますか。

【瀬古委員】 基本的なことを伺いたいのですが、重点支援校に指定されるためには何か条件があるのですか。どういう条件があって指定されるのですか。また、先ほど再指定とありましたが、指定条件とか、また、再指定される条件というのはどんなことなのでしょう。

【都立学校教育部長】 指定の条件については、資料にもございますとおり、平成15年度から指定をしておりますが、校長に改革のためのリーダーシップがきちんとあるということ、目標がはっきりしているということ、それから、校長だけではなくて副校長、主幹教諭、主任に至るまで、すべて共通認識を持って実際に取り組める条件にある、といったことを着眼点としております。実際に学校を訪問し、かなりの項目を、例えば目指す学校は都民ニーズに合っているかどうか、生徒はどのように考えているか、保護者はどのように考えているか、それらを踏まえて、目標の設定の数値は妥当なのか、方策はどのように考えているか、実現可能かどうか、組織として、校長だけではなくて全員が取り組んでいける体制にあるかどうかといったことをかなり細かく見て指定いたします。校長、副校長には意欲があっても、教員や主任、主幹教諭に意識が浸透しておらず、意欲がない学校については、指定から外れるということになります。

したがって、学校に対するヒアリングも年々かなり細かく実施しており、実際の生徒の状況も見たりします。通常、学校経営支援センターが毎月訪問して、日常の状況もとらえておりますが、それだけではなくて、人事部、指導部及び都立学校教育部の3部と学校経営支援センター合同でもう一度それぞれ評価をしております。

次に、再指定についてですが、都立本所高校を含め3校が再指定になっています。都立本所高校の前回の指定期間は、平成18年度から平成20年度までですが、頭髪指導や遅刻防止を主として取り組んでいました。生活指導の充実と部活動の活性化は、学

校への帰属意識や生徒同士の連帯感を非常に高め、学校生活を継続する上で非常に有効なものということから、これらに取り組んでまいりました。

また、特進クラスを1クラス設置しまして、トップリーダーを育成して、キャリア教育とあわせて進学指導の体制をつくろうということで取り組んでまいりました。キャリア教育は何のために勉強するのか、1年から3年まで系統立って行っていますが、1年目は自分を理解すること、2年目は自分を啓発すること、3年目で自己実現をすることなどにこれまで取り組んでまいりました。

その結果、数値として非常に進学実績も上がってまいりましたし、遅刻も減って、部活動の加入率も上がって、中途退学率も平成16年度2.6パーセントから平成20年度0.3パーセントと大幅な改善がされています。この結果、次の段階で、学力が向上して、進学実績も向上して、その上を目指したいという生徒も増えてきたということです。このため、従来の進路指導、職業選択というところから、大学への進学といったものを中心とした指導体制に転換していくということでございます。

再指定については、特に前回の数値目標なり取組がクリアされているかどうかということ踏まえた上で、次の段階の目標は何なのかということきちんと確認しながら指定をしております。

特に指定のメリットは、教員については公募ができるといったことと、特別の予算措置はしてないのですが、この目標を達成するに当たって予算が必要であれば、規定の予算内で優先度をつけて措置していきます。こうした支援をしていくということで一律に幾らとかいった内容ではなくて、あくまで学校の状況に応じた支援策を個々にとっていくということでございます。

【瀬古委員】 今の支援校というのは何校あるのですか。

【都立学校教育部長】 平成19年度9校、平成20年度9校、平成21年度9校です。3年間の指定ですので、毎年27校が指定されている状態ということです。

【委員長】 いずれにしても、これで効果が出るといいですね。効果が出ているところもあるやに聞いておりますので、期待をしたいと思います。よろしく願います。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件につきまし

ては、報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 学校非公式サイト等の監視結果について

【委員長】 報告事項(2)、学校非公式サイト等の監視結果について、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)、学校非公式サイト等の監視結果について御報告させていただきます。

まず、本件の背景について御説明いたします。平成20年4月15日、文部科学省の委託研究により、初めて学校非公式サイトに関する調査結果が公表されました。その調査結果によると、ウェブサイト上に約3万8,000件もの学校非公式サイト、いわゆる裏サイトというものが検出されました。「キモい」「ウザい」という誹謗中傷^{ひぼう}のものが50パーセントを占めており、その他わいせつなものが37パーセント、暴力的なことを示唆する「死ね」とか「殺す」というものが27パーセントを占めていたということで、結構大きなニュースとなりました。

こうしたことを受け、私どもが実施いたしました全公立学校の実態調査を平成20年10月19日の定例会で、御報告させていただきました。定例会では、小学生で39パーセント、中学生で67パーセント、高校生で96パーセントの者が携帯電話を保有しているということや、小学生の10人に1人、中学生の4人に1人、高校生の10人に3人が何らかのトラブルに遭っているという状況があったということを報告させていただきました。

教員に対して聞いたところ、96.6パーセントの教員が、この携帯ネットのトラブルについては学校が解決すべき喫緊の課題であるという声が上がってまいりました。

また、平成20年10月の定例会では、こういった実態を踏まえ、保護者の皆さん、児童・生徒の皆さん、学校の先生、関係業者の方へという形で緊急アピールを発出させていただきました。こうしたことを受け、ネット監視について新たな取組が必要であるとのことから、学校非公式サイト等の監視をいたしました。

それでは、学校非公式サイト等の監視結果について御報告をさせていただきます。

平成21年6月25日の定例会において、学校非公式サイト等の監視については、業者委託によりすべての公立学校2,200校を対象に行うということを報告させていただきました。2,200校の内訳ですが、小学校が1,314校、中学校が627校、都立中等教育学校が4校、高等学校が195校、特別支援学校が60校でございます。平成21年6月18日から監視を始めたということと、6月中の800件あまりの不適切な書き込みについて報告をさせていただきました。

本日は、監視業務の初日である平成21年6月18日から平成21年10月31日現在の状況について御報告させていただきます。

学校非公式サイト等の監視の概要ですが、受託業者が監視を行い、その結果を東京都教育委員会に報告することになっております。東京都教育委員会は、検出後直ちに、その結果を児童・生徒の指導に役立てるために、区市町村教育委員会及び都立学校等に、不適切な書き込みがあったということを連絡するとともに、受託業者においては、不適切な書き込みの削除要請を行っております。

「1 監視方法」ですが、これは土日を含む毎日ということで365日の監視になっております。巡回監視として、都内公立学校全校を対象に実施する監視の方法と、定点監視として、受託業者が監視を行う中で、検出される特に不適切な書き込みの多いサイトを毎日監視いたします。この不適切な書き込みの多いサイトというのは15サイトほどあり、受託業者が毎日15サイトを監視しております。15サイトを見ると、不適切な書き込みのうち96パーセントの検出がされております。

「2 情報提供」ですが、先ほど申し上げたとおり、都立学校においては直接、区市町村教育委員会の設置する小・中学校については区市町村教育委員会に情報提供をいたします。

「3 情報提供を行う場合の対応」ですが、区市町村教育委員会又は都立学校においては直接でございますが、連絡を受けた場合には、児童・生徒に対する指導、保護者への注意喚起を行うように東京都教育委員会から要請をしております。また、区市町村教育委員会及び都立学校においては、注意喚起を行った結果や、指導経過について東京都教育委員会に報告をすることになっております。

巡回監視実施校数（延べ校数）を表にお示ししておりますが、すべて1巡はしてお

りまして、2巡目、3巡目に入るといった状況でございます。

学校非公式サイト等が検出された学校数（延べ校数）も表にお示ししておりますが、小学校においては291校、中学校等は都立中等教育学校を含みますが612校、高等学校においては244校、特別支援学校においては8校、合計1,155校において不適切な書き込みが発見されております。

小学校は1,314校ございますので、1,314校のうち291校ですから、小学校の約22パーセントで検出されています。中学校は631校ですので、約97パーセントの中学校に学校裏サイトというものがあるということになります。高等学校は195校のうち、224校発見されておりますので、1校で複数の裏サイトがあるということでございます。

続きまして、資料左下の表を御覧ください。不適切な書き込みをリスクレベルごとにお示ししておりますが「レベル高」というのは、事件性が極めて高く、個人が特定される、相手方も特定されるというようなものでございます。事件性が極めて高く、すぐ警察に通報を要するものについては、10月31日の段階では0件ございました。

「レベル中」というのは、事件性は低いけれども、学校がすぐに指導する必要性が高いものというものでございます。小学校9件、中学校等が139件、高等学校が71件、特別支援学校が0件、計219件ございました。

「レベル低」については、小学校が52件、中学校等が3,208件、高等学校が3,069件、特別支援学校が10件で、計6,339件となっております。

あわせて、この不適切な書き込みの合計が6,558件となっております。

なお、「その他」については、書き込みはあっても、不適切な書き込みではなく、児童・生徒たちが学校生活や学校行事あるいは部活動に関する情報交換などを行っているサイトでございます。

合計7,940件検出されたわけでございますが、その内不適切な書き込みというのは6,558件ございました。その分類別の内訳を資料中央の表にお示ししておりますので御覧ください。

上位から順に7番まで示し、合計欄を設けておりますが、「自身の個人情報を公開」しているという不適切な書き込みが、小学校3件、中学校等1,288件、高等学校1,527件、特別支援学校が1件ということで、計2,819件となっております。「自身の

個人情報公開」というのは、自分の名前や電話番号、自分の住所、それも番地まで、あるいは携帯のメールアドレスといった個人情報が不用意に、いわゆるプロフィールサイトなどに記載のあるものをいいます。全世界に通じるインターネットでございますので、誰から見られているか分からないという危険性があるという認識をしていないため、このような状況になっているものと思います。

続いて多いのが「不適切行為」ということで、そこに内訳を小学校から順に示しておりますが、合計で1,692件ということでございます。「不適切行為」というのは、飲酒や喫煙の告白等、法令に違反する可能性のある不適切な行為を示唆するものでございます。昨日お酒を飲んだとか、あるいはたばこを吸ったとか、そういったことを不用意に書き込んだものでございます。

3番目は「^{ひぼう}誹謗中傷」でございます。友人、上級生あるいは学校の先生に対する「^{ひぼう}誹謗中傷」が各校種別に出ておりますが、全体で1,068件検出されました。

4番目に多かったのが、「他人の個人情報を公開」ということですが、これは自分の個人情報以外に他人の個人情報、つまり友達の名前、電話番号、メールアドレスあるいは住所等を公開しているもので、919件ございました。

5番目として「自殺の予告・自傷の予告や告白」ということですが、39件ございました。

6番目として「違法・犯罪行為」というのが16件ございました。この「違法・犯罪行為」とは、人命若しくは第三者の財産に危害を加える予告等でございますけれども、つまり、「殺すぞ」とか「死ぬ」といったものが検出されています。

7番目として「家出の予告や告発」というようなものがあり、合わせて6,558件ございました。

右側のパイチャートについては図表化したもので、一番上は校種別の割合で、中学校等が51パーセント、高等学校が48パーセントを占めております。小学校は0.9パーセントです。

不適切な書き込みのリスクレベル別内訳で言うと、「低」が96.7パーセント、「中」が3.3パーセントということでございます。

不適切な書き込みの内訳ということで一番下のパイチャートがございまして、「自

身の個人情報を公開」と「他人の個人情報を公開」を合わせますと57パーセントで、約6割です。つまり、自他の個人情報の書き込みが一番多いということでございます。続いて「不適切行為」あるいは「誹謗中傷」となっております。

今後の予定ですが、①として、有害情報から子供を守るための対策検討委員会、これにつきましては既に1回開催しておりますが、平成21年度中に第2回を開催して対策を検討してまいります。具体的な対策や学校非公式サイト等の危険性を教える指導資料をどのように作成したらいいのかといったことを検討してまいります。委員は、大学教授、区市町村教育委員会の指導室課長、小・中・高校長会の代表、東京都の中学校PTA協議会の代表、青少年治安対策本部及び庁内委員で構成されております。

②として、児童・生徒用指導資料を作成して、学校での指導に活用してまいります。

③として、年度末までに、受託業者から報告される月例報告を基に事例集を作成して、情報モラル教育の一層の推進を図るため、各学校に配布をしてまいります。

次に、実際の事例と、その解決策をいくつか御説明したいと思います。

1つ目は大型掲示板に分類されるサイトに「〇〇がウザい」等の特定の児童に対する誹謗中傷の書き込みが見つかり、受託業者から情報提供を受けました。そして該当する区市町村教育委員会に情報提供を行い、学校に連絡を入れたところ、その段階で、学校内で書き込みをした児童が特定され、学校で適切に指導したということですので。保護者に対しても、家庭での指導を行うように学校から依頼をし、当該児童自らが書き込みを削除しております。

2つ目は、ブログ、いわゆる個人の日記みたいなものですが、ブログに「昨日リストカットした」などの書き込みが見つかったという情報提供を受託業者から受けました。区市町村教育委員会に情報提供し、区市町村教育委員会から情報提供を受けた学校は、早速、当該生徒を特定いたしました。いたずら半分でリストカットをしていたことなども判明し、学校と保護者が連携をして当該生徒を見守るとともに、スクールカウンセラーとともに心のケアに当たったということです。いたずら半分と申しましても、かなり心の悩みがあるといった事例です。

3つ目もブログでございますが、「ブス」「ばか」「死ね」等の書き込みが見つか

り、その情報を学校に連絡し、学校は情報を受けまして、当該生徒を特定しました。特定の方法でございますが、例えば何々高校何年何組というような形で書き込みがありますので、ある程度特定はできます。担任に校長、副校長が聞けば大体予想はつくということで、当たりをつけて特定をしていくわけですが、ほとんどの場合特定ができるような状況であるということです。いたずら半分の書き込みもありますので、そういうものは特定できませんが、特定をすることができる事例も結構あるということです。

学校では、そういった「ブス」「ばか」「死ね」というような書き込みをした生徒に対してよく指導をいたしまして、書き込みを削除したということです。その後、学校では命の大切さということについて全体指導を行っております。

また、集団飲酒を呼びかけるということが、ある学校のサイトにあり、「何月何日飲もうぜ、みんな集まれ」というようなものが発見され、私どもがその学校に情報提供して、学校は書き込みをした者を特定するとともに、呼びかけに応じる書き込みをした者についても面談・指導を行い、未然に防ぐことができたというような事例がございます。

この状況につきましては、本日、プレス発表をさせていただくとともに、自己の個人情報を用意に公開していたり、他人の個人情報を何の許可もなく公開しているというような事例が6割もありますので、この教育委員会が終わりましたならば、本日付けで、区市町村教育委員会及び都立学校に対しまして注意喚起の通知文を発出し、指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 今おっしゃっていたのは、自身の個人情報を自身で公開するわけですよ。もちろん、この数字は単純に比較できないでしょうが、小学校、中学校、高校とだんだん数字が上がっているわけですよ。本来は、年齢とともにやっちはいけないということが学習できるはずなのに、一体何があっただけでこういうことになっているのですか。

【指導部長】 世代を反映してなのかどうかわかりませんが、特定の友人関係を結ぶだけでは飽き足らずに、不特定の方々と様々な形で交流をしたいと考えていると思われまふ。だから自分の情報を出して、私はこういう女の子だから是非、連絡をくださいとか、そういった話になってくるのかと思われまふ。年齢が上がるに従って確かに多くなっているということを私どもも深刻に受けとめまふして、先ほど申し上げまふように情報モラル、自分の身を守るといふことの大切さも併せて教えていかなければいけないと考えておりまふ。

【内館委員】 わかりまふ。

【委員長】 I Tが子供たちに与える影響について中央教育審議会でも議論しまふましたが、I T推進者の先生方は、筆記用具が増えるようなものですよと簡単におっしゃっていまふ。我々は相当影の部分があるのではないかと心配したのですが、推進者の方々は極めて楽観的でした。しかし、事はそうは簡単ではないですね。情報を出す方が隠れてしまふていまふから。今後とも、ぜひこういう努力は続けていただきたいと思いまふ。

よろしゅうございまふるか。―― 〈異議なし〉 ―― それでは、この件については報告として承ったといふことにさせていただきます。

(3) 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外2件の立案依頼について

【委員長】 それでは、報告事項(3)、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外2件の立案依頼について、説明を、人事企画担当参事、よろしくお願いまふいたします。

【人事企画担当参事】 報告資料(3)、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外2件の立案依頼について御説明いたします。

「1 改正の理由」ですが、先ほど議案審議の際に御説明いたしまふした東京都人事委員会勧告等に基づき、この間、任命権者として職員団体と交渉を重ねてまいりまふたけれども、11月17日、職員団体との交渉が妥結いたしまふした。本件は、給与改定交

渉妥結後速やかに第4回東京都議会定例会に付議する必要があったため、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により処理させていただき、本日は報告事項として御説明いたします。

「2 立案を依頼する条例」でございますが、(1) 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(2) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、(3) 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

「3 改正概要及び改正年月日」でございます。まず、(1) 学校職員の給与に関する条例でございます。初めに「給与改定」ですが、給料表の額の改定を行います。公民較差を是正するなど、給料表を平均1.2パーセント引き下げるものでございます。給料表につきましては、お手元の資料の5ページから8ページまで、新旧対照表については21ページから24ページまでにお示しをしております。

次に、「現給保障」でございます。平成20年度の教員給与制度の見直しにより、現給保障措置を受けている職員について規定を整備するものでございます。

地域手当については、16パーセントを17パーセントに引き上げるものでございます。

次に、「21年度特別給の引き下げ」でございます。人事委員会勧告を踏まえ、年間支給月数を0.35月引き下げ、4.15月とするものでございます。

次に、「22年度以降特別給の改定」でございます。3月期の期末手当を廃止し、6月期に1.45月、12月期に1.7月を支給するものでございます。

続きまして、「勤務時間短縮」でございます。後ほど御説明いたしますが、職員の正規の勤務時間が8時間から7時間45分に短縮されることにより、再任用短時間勤務職員の超過勤務手当に関する規定を整備するものでございます。

次に、「教員給与の見直し」のうち義務教育等教員特別手当でございます。教員給与の優遇措置の見直しによる国庫負担金の縮減に準じた縮減に伴いまして上限額を引き下げるもので、すべての教員を対象として、給料表の改定とは別に教諭の場合、平均して3,000円程度引き下げるものでございます。

「その他」ですが、学校現場には理事が存在しないことなどから、現状に合わせた

規定整備を行うものでございます。

学校職員の給与に関する条例につきましては、改正年月日は右端の欄に記載のとおりでございます。

次に、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例でございます。

改正事由は、「勤務時間短縮」でございます。「勤務時間短縮」については、平成20年の東京都人事委員会勧告で意見として出され、これまでの間、都側と都労連との間で交渉を重ね、給与と同様、今般、妥結が図られたものでございます。

内容は、1週間の正規の勤務時間を40時間から38時間45分に、1日の正規の勤務時間を8時間から7時間45分に改めるものでございます。

次に、週休日の変更等でございます。教育職員に限り認めている4時間の勤務時間割り振り変更につきましては、現在のところ、1日当たりの勤務時間が8時間であることから、1日のうち4時間の勤務時間の割り振り変更を2回行うことができることになっております。今回の勤務時間の変更に伴いまして、1日の正規の勤務時間を7時間45分とするため、4時間の勤務時間の割り振り変更を行った後に、残る3時間45分の勤務時間についても割り振り変更を行うことができることとするものでございます。

次に、休憩時間及び休息時間でございます。平成19年度に休憩時間及び休息時間については見直しを行いまして、休息時間について、原則として廃止をいたしました。しかしながら、寄宿舎指導員等交替制勤務等職員の休息時間については、当分の間、従前どおりとすることとし、その旨を附則で規定したところでございます。今回、その交代制勤務等職員の休息時間につきまして、なお必要性があるということから本則化するものでございます。

次の、船員の勤務時間等の特例及び管理監督職員等に対する特例につきましては、該当の条番号の整備を行うものでございます。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正年月日は、いずれも平成22年4月1日でございます。

最後に、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例でございます。

まず、旅費制度の改正でございます。従来、昼食代及び近接地内における交通費等

に要するものとして支給しておりました日当を全庁的に廃止するもので、講師についても、これに準じて規定整備を行うものでございます。

また、勤務時間の短縮につきましては、1日の勤務時間を日勤講師についても8時間から7時間45分とするものでございます。

改正年月日は、平成22年4月1日でございます。

都議会に付議する時期は、平成21年第4回東京都議会定例会でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉———それでは、この件についても御報告として承ったということにさせていただきます。

第4回都議会定例会というのはいつですか。

【教育長】 12月1日が開会、12月8日が代表質問です。

【委員長】 ありがとうございます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

12月17日(木) 午前10時 教育委員会室

1月14日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会理事会

委員長協議会理事会・教育長協議会理事会の開催(委員長、教育長のみ)

12月22日(木) 午後2時 ホテルフロラシオン青山

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程をお願いいたします

【政策担当課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

定例教育委員会でございますけれども、今回は12月17日木曜日、次々回は年明けの1月14日木曜日、いずれも午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

また、全国都道府県教育委員会連合会、委員長協議会及び教育長協議会の理事会が12月22日火曜日、午後2時からホテルフロラシオン青山において開催されます。木村委員長と教育長に御出席をいただきます。

さらに、本日の午後でございますが、都立白鷗高等学校・附属中学校及び都立小石川中等教育学校の視察がございます。内館委員、瀬古委員、竹花委員に御視察をいただく予定でございます。

予定につきましては以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、非公開の審議に入ります。

(午前10時28分)